

執行部たより

この半年をふりかえり 法定相続証明制度と九州北部豪雨日田相談センター

副会長・相談事業部長 胤末 理恵子



1. はじめに

平成29年5月14日は一睡もしないまま、定時総会の会場となっているホルトホール大分へ赴きました。この日の朝2時過ぎに、15年2ヶ月一緒に暮らした愛犬が天国へ旅立ったのです。

この日から、泣く間もないほど目の回るような日々が始まりました。

まず、定時総会終了後に第1回常任理事会が開催され、新会長から新執行部への豊富と運営の仕方について説明がありました。意欲に溢れた新会長を、裏方として支えなければという思いを強くしました。

翌15日には、法務局、裁判所、検察庁、法テラス、大分合同新聞社等への就任挨拶に回り、18日には、常任理事会と各種委員会の委員人選が行われました。

この頃、連合会から、本年5月29日より、「法定相続証明制度」が施行される旨の連絡がありました。次いで、7月5日・6日には九州北部豪雨災害が発生し、半年余り続く目の回るような生活がスタートしました。

2. 法定相続証明制度について

(1) 5月23日大村会長と共に、四谷の日司連合館で開催された法定相続証明制度担当者会議に出席しました。連合会理事から、3時間にわたる同制度についての説明を受けましたが、まだ未確定の部分も多い中、他会の積極的な同制度についての取り組み状況には驚くばかりでした。既に、チラシやポスターの作成、会のHPへ同制度の概要をアップするなど行っている県会もあり、当初は驚きましたが、先んじて準備を進めている県会は、当該

県会所属の連合会役員から同制度について、早く情報を入手できたものと推察しました。

(2) 5月26日同制度について、法務局と当会執行部との協議会が行われました。先に行われた23日の担当者会議では不分明であった事項も確認でき、少しずつ全容が見えてきたように思いました。

早速、その日の夕方、緊急の会員向け研修会を開催し、連合会で配布された同制度のレジメ及び当日法務局と協議して確認した内容について説明を行いました。

(3) 6月に入り、同制度についての説明のため、主として、大村会長、野田企画部長、相談事業部長の当職の3人で県内金融機関を回り、同制度の説明及び相続が発生した際に司法書士が関与できる業務態様等についての説明と共に、司法書士による講師派遣制度があることについてアピールをしてきました。

(4) 上記金融機関の最後の方に伺ったJA大分から、融資担当者の研修の1コマとして法定相続証明制度について講師派遣依頼がきました。

8月23日府内大橋近くのJA大分において、午前9時から約1時間、30名の融資担当者に対して講義を行ってきました。持ち時間は1時間近くあるので、法定相続証明情報制度が制定された背景と概要説明、相続登記の重要性、相続が発生した場合に金融機関が注意しなければならない事案、相続に関して司法書士が関与できることの説明、質疑応答。

女性の融資担当者からの積極的な質問が多く、ある程度同制度についての基本的知識を理解している方が多いという印象でした。

(5) 「法定相続証明制度に関するQ&A 100問」連合会から、8月中旬に法定相続証明情

報Q&A（確定版）（平成29年8月4日付）が各会員に送付され、この版でようやく法定相続証明情報一覧図写しの交付申出の委任を受けた司法書士は、連合会1号様式の職務上請求書を使用して戸籍謄本等を取り寄せることができることが明記されました。

しかし、この資料は、Q&Aを箇条書きに列挙しており検索し難く、しかも文語体で書かれているので読み難いのです。当初、研修講義用に重要部分だけ纏めるつもりでしたが、会員から質問を受けることが多くなったため、会員自身が検索し易いように纏めなおそうと思い立ちました。文語体を口語体に、Q&Aを図表形式にし、目次も付け一目で検索できるようにし、「法定相続証明制度に関するQ&A 100問」として編綴しました。申出書や委任状等の記載例、一覧図の写し（見本用）も掲載しました。

11月から県内の各支部を回って行われた支部協議会に出席した方には、このQ&A100問を配布させていただきました。支部協議会を欠席した方で、この「法定相続証明制度に関するQ&A 100問」が必要な方は、事務局へお申出ください。

- (6) 同制度が施行され、7ヶ月が経過しようとしています。本制度は、我々司法書士の職分を広くしただけではなく、仕事をする上で非常に便利であり、処理効率の良いツールたり得ると実感しています。

3. 九州北部豪雨と日田相談センター設置について

- (1) 7月18日開設～豪雨災害無料電話相談

相続証明情報制度施行に伴い執行部で対策に動き回っていた7月初旬、嘗てないほどの豪雨が発生し、福岡（朝倉市）大分（日田市）に甚大な被害をもたらしました。

豪雨災害が発生して5日後の7月11日、福岡県司法書士会の相談事業部長芳司先生から電話があり、現在継続して行っている熊本地震の無料電話相談のホットラインを使い今回の福岡大分豪雨災害においても無料電話相談

日田市の皆様へ

この度の九州北部豪雨災害によって、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

大分県司法書士会では皆様の不安を少しでも取り除くご支援ができればと考え、日田市に相談センター（無料）を開設いたします。

【平成29年11月25日（土）開設】

大分県司法書士会による



九州北部豪雨 日田相談センター

要予約

相談無料

毎月第2・第4土曜日午後1時～4時

（予約受付）097-533-4110
毎週月曜～金曜 午前9時～午後5時

日田相談センター：日田市淡窓一丁目1番10号

（大分県公共福祉登記士地家屋調査士協会日田支部事務所内）

電話 (0973) 23-7278

＊ ＊ どんなお悩みでもお気軽にご相談ください ＊ ＊

- 賃貸物件が災害で使用できなくなった。敷金の精算はどうなるのか。
- 災害で自宅が毀壊した。住宅ローンは支払わなければならないのか。
- 相続の相談、遺言の相談、成年後見の相談等何でもご相談下さい。

【主催】大分県司法書士会

【事務局】〒870-0045 大分市城崎町二丁目3番10号
大分県司法書士会 TEL: 097-532-7579（平日10時～16時）

を行いたい旨の申し出がありました。相談のシフトはそのままで行えるため、当会でも願ってもない申し出であり、執行部の持ち回りで承認決議を得て、豪雨災害の電話無料相談も熊本地震と並行して行われることになりました。

- (2) 現地視察

7月13日九州北部豪雨被災者支援災害対策実施本部が、理事会持ち回り決議により設置されました。

- ① 7月15日土曜日、災害対策実施本部の初仕事である被災地視察のため、大分地方務局日田支局に集合しました。この日は、高瀬支部長の案内で、大村会長、野田企画部長、宗岡経理部長、板山企画委員と当職の6名で視察することになりました。

まず日田市役所の総務部総務課の課長他数名の担当者と面談し、これより被災地を巡回し視察すること、18日からは豪雨災害無料電話相談を実施することを説明し、同電話相談のチラシをお渡ししました。その

後、指定避難場所となっている施設を主に訪問し、各避難所に無料電話相談のチラシを配布しました。巡回した場所は、日田市役所、文化施設AOSE（アオーゼ）、桂林公民館、大津留公民館、大名小・中学校を回りました。被害の大きかった小野地区は道路が遮断されており、行くことはできませんでした。上記に向かう途中、川が氾濫した様子や川の周辺の田畑には泥が堆積し大木が倒れていたりなど、豪雨のすごさがかげえました。特に花月川に架かるJR久大線の鉄橋が切断され流されている現状を目の当たりにして、自然災害の恐ろしさに震える思いでした。

- ② 上記視察後1週間ほどして連合会の災害対策本部長から当会宛てに、7月29日・30日に連合会会長が朝倉市と日田市に視察に訪れるとの連絡が入りました。

スケジュールでは、29日の午前中に今川連合会会長が福岡に到着し、熊本会の中山連合会委員と共に朝倉市の被災地を視察、夕刻には日田市に来られ、翌日30日は日田市の被災地視察ということでした。そこで、急遽、29日16時に大村会長、野田企画部長、当職とが司調会館を出発し、18時前高瀬支部長と合流、今川会長をお迎えしました。そこで、日田名物の鮎料理（各自負担）をいただきながら翌日の打合せを行いました。

その時のエピソードを一つ。

今川会長は、当職が民事法改正対策部委員だった当時、四谷の司調会館における会議で毎月お目にかかっており、いつも穏やかな表情が印象的だったのですが、日田で鮎を召し上がっている表情が何か苦しそうな感じがしてずっと気になっていました。一緒に来られた中山委員から、後になって今川会長は食べ物で鮎だけが苦手だということをお聞きして、半分以上召し上がった会長の気骨に敬服した次第です。その時出

されたお料理は、立派な天然鮎の塩焼き、鮎味噌焼、鮎の刺身、鮎入り茶碗蒸し、鮎のうるか、鮎の炊き込みご飯等々、鮎好きの私も閉口するほどの鮎づくしだったからです。

- ③ 翌日30日は、被害が大きかった大津留地区と前回道路が遮断されていた小野地区を中心に視察しました。山間部は木がなぎ倒され、乗用車が崖から落ちた状態でそのままになっていました。泥の津波が押し寄せたような有様で、東北の津波被害を連想するほどのすさまじさでした。被害が一番大きかった小野地区の被害は言葉にならないほど残酷な状況でした。崖崩れが一部の民家を飲み込み、まだ新築して間もないと思われる大きな屋根だけが地上に顔を出していました。

当日は、39.7度の猛暑で、その中を歩いたせいか、自宅に戻ってから顔が風船のように膨れあがり目もなくなるほどでした。日光アレルギーが重く出現したということです。一晩中水で冷やして翌日には少し治まりましたが、今思うとこわい体験をしました。

- (3) 無料相談会

専門8士業の無料相談会は、12月2日にコンパルホールで開催することは決定していましたが、7月の担当者会議の際に、当会が日田視察の際に避難所で被災した方々から聴取した話をしたところ、急遽この8士業で日田被災地での無料法律相談を開催しようということに決定しました。

本年担当会である弁護士会が中心になって準備を進め、8月20日（日）午後1時から4時まで日田商工会議所を相談会場として、無料なんでも相談会を開催することになりました。当日は、12時集合で、当会からは高瀬先生と当職が相談員として出席しました。ところが、会場の駐車場に余裕がなく皆で頭を抱えていたところ、商工会議所の向かい側に、高瀬先生のご親戚の家があり10台程度車を停めさせていただけることになりました。士業

相談員の車をそちらに移動し、準備万端整えることができたという次第です。

ところが、残念ながら相談に訪れる方は少なく5組だけで、震災関連の相談は1件もありませんでした。

(4) 九州北部豪雨日田相談センター

先の視察や今回の相談会を見て思ったのは、被災された方々は昼間は避難所から自宅に戻り、被災した生活場所の改善処理に追われて法的な問題等に考えを及ぼす余裕もないという状況が推測されました。

しかし、被災後3ヶ月が過ぎた頃から、様々な問題も浮上してくることが推察されるため、現実の問題が出てきたときに相談できる場所を設置しておきたいというのが、相談センターを作ろうと思うきっかけになりました。

また、震災以外のいろいろな悩みを司法書士に気軽に相談できることを知っていただく良い機会だとも思いました。

① 当初、相談センターを作るにあたっては、土地家屋調査士会と協同して行うことを考えておりましたが、特定の日を相談会として開催するのとは異なり、当会では、連合会の災害対策本部設置により事業運営を行うことになったため、当会単独で開設することになりました。

相談会の場所については、当初法務局の日田支局をお借りすることを考えていましたが、法務局をお借りする場合は相談会は平日に限られるため、相談員になっていた会員が業務に差し支えるということで見送られました。場所の確保に困っていたところ、土地家屋調査士会の公共嘱託登記調査士事務所をお借りできることになり、落ち着いて相談できる理想的な場所を用意することができました。相談センターの看板も、高瀬先生が手配してくださり、西日本新聞にも掲載されました。

② 相談センター開設にあたっては、連合会の対策本部への企画書提出や電話受付、相

談員確保、その他いろいろと課題はありましたが、何とか11月25日(土)開設にこぎつけました。

当日は、開所式が、大村会長、野田企画部長、高瀬支部長、当職と日田の先生方のご出席の下、相談センター前で厳かに執り行われました。

当日は、早速1組の相談者が訪れました。初めての相談者の悩みは深刻で、熊本地震、大分地震、日田豪雨災害によって引き起こされた問題で、罹災証明が受けられないため災害の特別法の適用がなく相談に来られたものでした。この日は、日田の先生方4名で相談をお聞きし、方向性が見え喜んでお帰りになったということです。

まだ、相談者は少ないのですが、現在高瀬支部長が、日田市報に継続して掲載していただく手配を下さっていますので、多くの日田市民の方々が利用できる相談センターになればよいと心から願っております。

4. 終わりに

突然の相続証明情報制度の施行、引き続き九州北部豪雨と、目の回るような毎日でしたが、現時点(12/25)では、「8土業無料なんでも相談会」(12/2 コンパルホール開催：相談者50組)が終了し、年明けには、「女性のための女性司法書士による無料法律相談会」(1/13 ホルトホール大分)を、事業計画どおりに行う予定です。

これからも、司法書士に相談すると、いいな♡
 と思っていただけよう一緒にがんばりましょう♡♡♡

